

令和3年度「愛南町えひめ版応援金（第2弾）」申請要領

第1 趣旨及び交付額

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の長期的な流行に伴い、町内事業者の事業収入（売上げを含み、給付金、補助金、雑収入及び家事消費を除く。）が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む町内事業者を支援するため、「愛南町えひめ版応援金（第2弾）」を交付します。

2 交付額

20万円（法人・個人事業者同額）

ただし、個人事業者でP3の「3 交付要件(2)中の※以下」の要件の場合は、10万円

第2 対象者、交付要件等

1 対象者

令和3年9月1日において、愛南町内に本店を有する中小企業者（愛南町内在住で愛南町内に住所を有する個人事業者を含む。）及び医療法人、農業法人、NPO法人等の会社以外の法人（※1）（以下「中小企業者等」という。）が対象となります。

中小企業者については、確定申告書記載の納税地（個人事業者にあつては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）が、愛南町内にあることが必要です。

※1：次の①又は②のいずれかを満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。

- ① 出資の総額（「基本金」を有する法人については、「基本金の額」）が3億円以下であること。
- ② 出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- ③ 主たる事務所の所在地が、愛南町内にあること。

参考：中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く。)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

2 対象とならない事業者

以下のいずれかに該当する事業者は、対象外となります。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 令和 3 年 6 月から 9 月までの間に行われた時短要請を対象とした時短協力金の受給者

「時短協力金」とは、愛媛県が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 2 項又は第 45 条第 2 項の規定に基づく営業時間短縮の協力要請(以下「時短要請」という。)に協力することで支払われる協力金のことです。

(3) 令和 3 年 6 月から 9 月までの間に行われた時短要請に応じていない時短協力金の未受給者

時短協力金の未受給者であっても、時短要請に応じていない事業者は対象外となります。

※時短協力金の未受給者で、時短要請に応じた事業者は対象となります。

(4) 令和 3 年 6 月から 9 月までの間の月を対象とした月次支援金の受給者

「月次支援金」とは、中小企業庁が給付する緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る支援金のことです。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

・令和 3 年 4 月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う時短営業等の影響により収入が 50%以上減少したことを要件に、法人で最大 20 万円、個人事業者で最大 10 万円を給付するもの

(5) 愛南町暴力団排除条例(平成 23 年愛南町条例第 13 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する者

(6) 申請者の事業に係る役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると求められる場合、その申請者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項の風俗営業(ただし、同項第 1 号の一部(料理店)及び第 5 号(ゲームセンター)は除く。)及び同条第 5 項の性風俗関連特殊営業

(8) 国及び法人税法別表第 1 に規定する公共法人

- (9) 政治団体
- (10) 宗教上の組織又は団体
- (11) 大企業及びみなし大企業
みなし大企業は、次のいずれかの中小企業者が対象となります。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (12) 愛南町が出資し、又は出えんしている法人

3 交付要件

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 『令和3年6月から9月までのうち任意の1か月（以下「減収月」という。）の事業収入が、令和2年又は令和元年同月（以下「比較月」という。）と比較して30%以上減少していること』
又は
『令和3年6月から9月までのうち任意の連続する2か月（以下「減収2か月」という。）の事業収入が、令和2年又は令和元年同2か月（以下「比較2か月」という。）と比較して各月で15%以上減少していること。』
- (2) 比較月又は比較2か月を含む年間事業収入（給付金、補助金、雑収入及び家事消費を除く。）が、法人240万円以上、
『個人事業者120万円以上であること』又は※『個人事業者120万円未満で年間事業収入が同年間の他の収入を超えていること。』
- (3) (1)の事業収入の減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものであること。
- (4) 応援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。
- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めていること。
- (6) 応援金を感染対策、事業活動等の充実に活用し、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組むこと。

4 各種特例（通常の交付額算定ができない中小企業者等向け）

(1) 創業者特例

減収額を算定できない令和元年6月2日から令和3年8月31日までの間に創業した中小企業者等については、特例として、事業収入減少の要件に関して以下のとおり取り扱います。

なお、3 交付要件(2)「比較月又は比較2か月を含む年間事業収入（給付金、補助金、雑収入及び家事消費を除く。）が、法人240万円以上、個人事業

者 120 万円以上であること又は個人事業者 120 万円未満で年間事業収入が同年間の他の収入を超えていること。」については、適用されません。

① 令和2年6月2日から11月30日までに創業した事業者

減収月（減収2か月）の事業収入が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入と比較して30%以上（15%以上）減少していること。

② 令和2年12月1日から令和3年8月31日までに創業した事業者

金融機関から融資を受け、又は、支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者であって、減収月（減収2か月）の事業収入が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた同月（同2か月）の事業収入と比較して30%以上（15%以上）減少していること。

(2) 事業承継特例

収入を比較する減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間に事業の承継を受けた事業者で、減収月（減収2か月）の事業収入が承継前の比較月（比較2か月）の事業収入から30%以上（15%以上）減少している場合、証拠書類等を提出することにより、特例として取り扱うことができます。

(3) 法人成り特例

収入を比較する減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間に個人事業者から法人化した場合は、証拠書類等を提出することで、法人の減収月（減収2か月）の売上台帳等と個人事業者の比較月（比較2か月）を含む確定申告書類の控え等と比較して、特例により申請を行うことができます。

5 その他

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って応援金の給付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は応援金の返還に加え、加算金（年率10.95%）をお支払いいただくとともに、申請者の情報の公表、警察との連携など、厳正に対処します。

第3 申請の流れ

1 申請に必要な書類

応援金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を令和3年12月28日(火)までに商工観光課まで提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いいたします。

(1) 愛南町えひめ版応援金（第2弾）交付申請書兼請求書（様式第1号）
(2) 誓約書兼町税等の滞納調査同意書（様式第2号） 申請者欄は、必ず自署でお願いします。
(3) 申請理由申告書（様式第3号）
(4) 本人確認書類の写し 法人代表者又は個人事業者本人の運転免許証、保険証等の書類
(5) 減収月（減収2か月）の収入月額が確認できる書類 中小企業者等が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写しを添付してください。
(6) 比較月（比較2か月）の収入月額が確認できる書類 確定申告書類で、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、提出した確定申告書の写しと受信通知の写し（電子申告申請書等完了報告書）の2点を提出してください。
【法人の場合】 比較月又は比較2か月を含む「法人税確定申告書（別表一）」（收受日付印が押されているもの）の控え、及び「法人事業概況説明書」の控えを添付してください。 公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、比較対象月の収入（寄付金、助成金等を含む）が確認できる書類として、「事業活動計算書」を確定申告書類の代わりに提出することができます。
【個人事業者の場合】 ① 確定申告が青色申告の方 比較月又は比較2か月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（收受日付印が押されているもの）の控え及び「青色申告決算書」の控えを添付してください。 ② 確定申告が白色申告の方 比較月又は比較2か月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（收受日付印が押されているもの）の控え、「収支内訳書」の控え及び「売上台帳」等の写しを添付してください。 ③ 住民税申告の方 比較月又は比較2か月を含む「県民税・町民税申告書」の控え、「収支内訳書」の控え及び「売上台帳」等の写しを添付してください。
【特例適用の場合】 ＜創業者特例における証拠書類＞ ① 法人：履歴事項全部証明書 申請日より3か月以内に発行されたもの

- ② 個人事業者：開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等
事業の開始が確認できる書類

<事業承継特例における証拠書類>

- ① 比較月又は比較2か月を含む確定申告書類の控え
事業の承継を行った者の名義によるもの
- ② 個人事業の開業・廃業等届出書
比較月又は比較2か月を含む確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

<法人成り特例における証拠書類>

- ① 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書
- ア 法人設立届出書
「設立の形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。
- イ 個人事業の開業・廃業等届出書
「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。
- ② 履歴事項全部証明書
設立日が減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間で、かつ、申請日より3か月以内に発行されたもの

2 申請に必要な書類の入手方法

以下の書類を愛南町ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして御使用ください。

- (1) 申請に必要な各種様式
- (2) 日本標準産業分類表（中分類）

3 申請期間

令和3年10月6日（水）から同年12月28日（火）まで

4 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をしたりすることがあります。申請書には必ず、日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援金の給付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

5 交付及びその通知

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援金を交付します。また、本応援金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。
なお、交付又は却下を決定した際には、申請者あてにその旨を通知します。

6 交付決定の取り消し及び応援金の返還等

応援金の給付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、応援金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、不正受給を行った申請者は、愛南町が指定する期日までに、応援金の返金に加えて、加算金(年率 10.95%)を支払う義務を負います。

第4 申請・問合せ先

〒798-4196 愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町役場商工観光課(本庁 2 階) 電話：(0895) 72-7315

第5 その他

1 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、応援金の交付を受けた事業者名等の情報をホームページにて公表することがあります。

2 検査・報告等

本応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象事業者の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

3 個人情報の取扱い

申請書類に記載された情報は、本応援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び契約事項を除き、他の目的には使用しません。

4 警察署への照会

行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、内容確認のために必要に応じて警察署へ照会を行います。